

## 「地域情報プラットフォーム標準仕様(APPLIC-0002-2012)」の公開について ～改正住基法の施行にあわせ、住民基本台帳ユニット等の仕様を改定～

平成 24 年 4 月 10 日  
一般財団法人全国地域情報化推進協会

当協会では「地域情報プラットフォーム標準仕様」を公表し、その普及促進に取り組んでいます。平成 24 年 7 月 9 日施行予定の「住民基本台帳の一部を改正する法律」（以下、「改正住基法」という。）に対応した地域情報プラットフォーム標準仕様（APPLIC-0002-2012）を策定し、4 月 2 日から公開を開始しました。

### 1 内容

改正住基法は平成 21 年 7 月 8 日に成立し、平成 24 年 7 月 9 日に施行が予定されています。今回の法改正により、地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニット等に係わるインタフェース仕様、データ一覧、インタフェース一覧等が改定されたほか、外国人登録ユニットが廃止されました。

APPLIC では、かねてから「地域情報プラットフォーム標準仕様」を公表し、その普及促進に取り組んでいます。また、地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠する製品数も、この一年で 35 社 272 ユニット製品から 45 社 429 ユニット製品へと大幅に増加している状況にあります。今回の改正内容の検討は、総務省のアドバイスを受けながら検討を進めてきており、当該法律の施行にあわせ、対応した標準仕様を公開いたします。

### 2 今後の予定

住民基本台帳ユニットには現在 30 のユニット製品が準拠登録されており、今回の法改正を受けて、多くは改正住基法に対応した新バージョンとして準拠登録される見込みです。

今後は、新しい標準仕様に準拠する製品の準拠登録を行うとともに、今年度開催される相互接続確認イベントにおいて、改正住基法に対応した大規模な準拠製品同士の相互接続性確認を実施する予定です。

なお、今回の改定された仕様書は当協会の Web サイトでダウンロードできますので、併せてご参照ください。

<http://www.applic.or.jp/2012/tech/>

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】  
一般財団法人全国地域情報化推進協会  
(担当：武藤、金澤、小堺)  
電話：03-5251-0311  
FAX：03-5251-0317  
e-mail：[info@applic.or.jp](mailto:info@applic.or.jp)